

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	袖ヶ浦市国民健康保険条例：健康管理システム	
行政機関等の名称	袖ヶ浦市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民子育て部保険年金課・国保資格給付班	
個人情報ファイルの利用目的	特定健康診査・特定保健指導業務は、高齢者の医療の確保に関する法律(第 80 号)に基づき、医療保険者に義務付けられた健診であり、国民健康保険の加入者に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診を実施するため。	
記録項目	個人識別符号（国保、社保、介護等の保険者番号等）、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、健康診断等の結果、保健指導・診療調剤情報	
記録範囲	年度末年齢 40 歳から 74 歳の国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人、医療機関、高齢者支援課、健康推進課	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県国民健康保険団体連合会、医療機関、健康推進課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）袖ヶ浦市役所市民子育て部保険年金課	
	（所在地）千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		